

令和 2 年 12 月

(第 1 回)

京都府教育委員会会議録

1 開 会 令和 2 年 12 月 24 日 午後 2 時
閉 会 令和 2 年 12 月 24 日 午後 3 時 15 分

2 出席委員等

橋 本 教 育 長 小 畑 委 員 千 委 員

安 岡 委 員 藤 本 委 員 鈴 鹿 委 員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

前 川 教 育 次 長 山 本 教 育 監

大 路 管 理 部 長 山 口 指 導 部 長

石 澤 総 務 企 画 課 長 仲 井 教 職 員 人 事 課 長

栗 山 学 校 教 育 課 長 下 村 総 務 企 画 課 主 幹 兼 係 長

岡 総 務 企 画 課 副 主 壇

5 議事の大要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

11月分の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

第41号議案 令和2年11月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【石澤総務企画課長の報告】

○ 令和2年11月府議会定例会への提出議案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案1件について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行ったので報告する。

職員の給与等に関する条例等一部改正の件について、本年10月30日に行われた府人事委員会からの職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨を踏まえ、期末手当の引下げ等を実施するものであり、その関係条例について所要の改正を行うものである。

【質疑応答】

なし

イ 令和3年度京都府公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について

【山口指導部長の報告】

○ 令和3年度京都府公立高等学校入学者選抜における新型コロナウイルス感染症への対応について報告する。

新型コロナウイルス感染症については、現時点においても収束が見通せない状況が続いており、公立高校への進学を目指す志願者が新型コロナウイルス感染症に感染若しくは濃厚接触者となってしまった場合であっても、公立高校の入試にしっかりと臨めるよう受検機会を確保することや検査会場での感染対策を徹底するために、留意事項などを示し、志願者が感じている不安を少しでも和らげることにつなげたいと考えている。

まず、受検機会の確保について説明する。

京都府の選抜制度については、例年2月中旬に前期選抜及び特別入学者選抜、3月上旬に中期選抜、3月下旬に後期選抜を実施しており、具体的な日程については、9月に公表している入学者選抜要綱で定めている。

この度、新型コロナウイルス感染症罹患者及び濃厚接触者の受検機会を確保できるよう、前期選抜、特別入学者選抜及び中期選抜において、本検査から2

週間程度の期間を空けて追検査等を実施することとした。

前期選抜及び特別入学者選抜については、本検査日を2月16日、17日に実施しており、そのうち、この2日間で定員の100%募集している学科等については、これまでから追検査を実施している。

追検査については、体調不良等により、本検査を受検できなかつた者が受けられることとなっており、今年度については、当初2月19日に実施することとしていたが、検査日直前に新型コロナウイルス感染症の陽性者となつた場合や、濃厚接触者となつた場合、2週間自宅待機となるので、2月16、17日の検査当日だけでなく、19日の追検査も受検ができないケースが生じる可能性があり、追検査日を2月19日から3月3日に変更するものである。

2月16日から2週間後に追検査日を設けることで、受検生の受検機会を確保することとした。

次に、中期選抜については、新たに追加選抜を設定した。

中期選抜は、今年度3月8日、9日に本検査、3月10日に追検査を実施することとしている。

中期選抜に関わっては、前期選抜のように追検査日を変更することは行わず、3月23日に追加選抜として、新たに検査日を追加する対応を行う。

なお、3月23日に設定する追加選抜の対象者については、中期選抜志願者のうち、新型コロナウイルス感染症罹患者及び濃厚接触者となつたため、中期選抜の本検査及び追検査を受検できなかつた者を対象としている。

続いて、選抜当日における無症状の濃厚接触者への対応については、大学入学共通テストにおいて、無症状で陰性が確認されたことなどを条件として認めることとされていることから、高校入試でも同様の対応を行うものである。

無症状の濃厚接触者の受験が認められる要件として、資料に三つ示しており、これらの要件を満たす場合について、別室での受験を認めることとしている。

なお、これらの要件を満たすことが難しい場合は、追検査等を受験していただくこととなる。

次に、入学者選抜における新型コロナウイルス感染症予防対策については、令和3年度大学入学共通テストのガイドラインで示されている内容を参考にしながら、適切に対応したいと考えている。

本日の資料には、大学入試でのガイドラインを参考に、高校入試での留意事項例として三つ挙げている。

一つ目が、受検に対して昼食時を除くマスクの着用常時着用をお願いすること。二つ目が、検査会場の入退室に際しては、手指消毒を実施していただきたいこと、三つ目が、当日の検査会場で検温は実施しないが、志願者本人が自宅等で自主検温をあらかじめ行い、37.5度以上の発熱がある場合には、追検査等の受検を検討していただきたいとしている。

受検生に向けた詳細な留意事項等については、以上の内容も踏まえ、改めて京都府の公立高校入学者選抜版のガイドラインを作成の上、年明け1月中旬を目途に示したいと考えている。

【質疑応答】

○ 小畠委員

試験会場の机の間隔を従来以上に空けることや部屋に入る人数を少なくする

などの対応は行うのか。

- 山口指導部長

適切な距離がとれるように配慮したいと思っているが、部屋に入れる人数を極端に少なくすると、会場数が多くなり運営できないという問題もある。適切な配慮をしていただけけるよう学校と調整していきたい。

- 小畠委員

ガイドラインは府教委で作成したものを各学校に提示するのか。

- 山口指導部長

そのとおりである。

- 安岡委員

試験会場の入り口で体温を測るのが普通だと思うが検温は行わないのか。

- 山口指導部長

熱のあるなしは平熱との差であるため、一律で37.5度以上などとするのではなく、試験会場での検温を行わずに自主検温していただくことにしている。

- 安岡委員

厚労省が示している相談・受診の目安からは、37.5度以上の発熱が4日以上続いた場合という文言は削除され、倦怠感や高熱等の強い症状などがある場合と示されており、こうした目安も踏まえた対策をお願いしたい。

- 藤本委員

義務教育段階では毎朝の自主検温が義務づけられている。受験会場での感染を防ぐことは行うべきである。受験会場での検温が運営に支障を来す場合は、当日の体温を書いて提出させるのはどうか。ある程度のハードルを設けると感染防止になるのではないか。

また、同じ試験会場で陽性者が出ても濃厚接触にならないような対応を可能な限り行った方がよい。

- 山口指導部長

いただいた意見は中学校及び高校と調整しながら検討していきたい

- 橋本教育長

文科省の新型コロナウイルスの衛生管理マニュアルでは、人との間隔を1メートル空ければ良いと書かれている。この場合、普通の教室の広さであれば、40人は収まるため、普段学校で授業を受けている状態でも何とか試験はできるというのが前提になっている。

また、濃厚接触の関係で、最新版の衛生管理マニュアルでは、一般的にはマスクをして授業を受けている状態であれば、濃厚接触者に当たらないとなっているため、基本的に受験会場で濃厚接触者がいるということはまず考えられないと思う。

- 藤本委員

昼食時などはリスクが高くなると思うので、そこでの対応は徹底すべきだと思う。

- 千委員

入場時の検温は必要なスタンスだと思う。学校毎で差が出るといけないので、全ての学校に通用する基準があれば良い。教育委員会として感染症対策をしているというアピールも必要なのではないか。

- 山口指導部長

ガイドラインで一定のラインを示し、学校ごとのばらつきが少なくなるよう調整していきたい。

○ 鈴鹿委員

入場時に検温を行うか、若しくは、受検前の1週間体温を計り、それと比べて当日の体温が高いかの自主検温をしてもらうなどの対応は必要ではないかと思う。

また、昼食時が一番感染しやすいと思うので、その時の対応もガイドラインに記載した方が良いと思う。

○ 山口指導部長

ガイドラインには、受検会場に入ってから出るまでの全ての項目の記載が必要だと思っている。昼食時の注意事項や試験と試験の間の過ごし方等についても触れることになる。

○ 安岡委員

今年度の医師等の国家試験では、入室前に検温を行い、熱があれば抗原検査を受けて、陽性であれば受検ができないことになっている。追試験はないので受験生は無理をする可能性がある。高校入試では、追検査があるので、無理をせず、追検査が可能ということをもっと打ち出せば、当日の自主検温で問題はないと思う。

○ 橋本教育長

大学入試では入場時に検温しないことになっているため、それを意識している。いただいた意見を踏まえ、ガイドラインを作りたい。

ウ 京都府教育振興プランの改定に向けて

【石澤総務企画課長の報告】

○ 改定に向けて検討を進めている新しい京都府教育振興プランについては、以前、第2次素案という形でお示しし、その後、外部有識者による検討会議での意見を踏まえた上で中間案として取りまとめ、今月14日に開催された11月府議会において、新しいプランの中間案として報告したところである。

第1章は、京都府の教育の基本理念を掲げている。第2章は、施策推進の視点、施策を進める上での考え方、第3章からは、そうしたものを見据え、どういった施策に取り組んでいくかの方向性として、6つの柱の推進方策に沿って施策を組み立てている。

その6つの柱に括弧で示している26個の小見出しをつけ、それぞれに施策の構成をしている。

第4章では、このプランを進めていく上で、どういう進め方をするのか、どういう評価をしていくのかを記載している。

特に10、11ページは、この新しい振興プランの全体像を一目でご覧いただけます。

まず、上段には、「目指す人間像」や「児童生徒にはぐくみたい力」、「教育に関わるすべての者が大切にしたい想い」、「施策推進の視点」と、この4つを基本理念として掲げている。

そういうものの下に、推進方策として、1の学力から6の文化までの施策

を構成し、括弧書きで、それぞれにぶら下げている方策の数を掲げている。

それら全ての方策を進めていく上で、その中でも特に当面の間、力を入れていくというメッセージとして、右側のページに教育環境日本一プロジェクトというものを示している。

あくまで左のページの1から6の中から抜き出したものという形になっているが、この教育環境日本一プロジェクトの共通のアプローチということで左側には、ICTを積極的に活用していくことを掲げている。

その上で、①から⑤まで、横断的に取り組む重点事項として掲げている。

①は児童生徒1人1台端末の整備と非常時等における学びとつながりの保障である。その中でも大切なことを白丸で掲げている。

同様に②はデータの分析・活用による新しい学習支援、③は新時代の学習指導体制の構築と働き方改革の推進、④は府立学校イノベーションと地域連携の推進、⑤は子どもたちが学びやすい施設整備の推進といったことについて、当面の間しっかりと力を注ぎ込んでいきたいというメッセージを込めている。

全体構成の一部を紹介すると、12ページでは、推進方策6項目のうちの1つの学力の推進方策で、目指す教育の姿を示している。将来像を示していることも、このプランの一つの特徴であり、現行プランにはない表現である。

その続きで現状と課題を述べながら、13ページの中段以降には、今後取り組んでいく主な施策を並べている。

一般府民の方もご覧になるプランなので、なるべく見やすくするために、重要なキーワードについては太字で示し、どこに何が書いてあるかが見やすいよう工夫をしている。

施策は13ページから16ページにわたって出てくるが、従来にない新しい取組については、番号のところを黒く塗っている。黒く塗っていない番号のところが従来から引き続き取り組んでいくものとしており、なるべく府民の方が見やすい形で構成している。

17ページには、こういった施策を進めていった上で、何をもってその評価を図るかの目標指標を掲げている。

今回は中間案であるので、目標の候補という形でNo.1からNo.16まで候補の項目を掲げている。

今後それぞれの項目について、具体的な数値目標についても、最終案の段階で盛り込んでいきたいと考えている。

以下、推進方策6まで同様の構成で作成している。

特に数値目標の項目については、現行計画では53項目となっているものが、この新しいプランでは117項目と倍増させ施策の効果が評価できるようにしている。

現在、先週の12月18日から1月12日まで府民の方向けにパブリックコメントを実施している。今後の予定としては、パブリックコメントの意見を踏まえた最終案を1月22日に開催予定の第6回の検討会議で協議したいと思っている。その後、2月府議会に報告し、議会での意見も踏まながら、最終的に教育委員会の議案として提出し、議決をいただきたいと考えている。

【質疑応答】

- 小畠委員

地域と学校を連携するコミュニティ・スクールの取組は、働き方改革にも関わって、とても良い取組だと思う。コミュニティ・スクールに関することは、目標指標に入っているのか。

○ 石澤総務企画課長

冊子42ページの主な目標数値の候補の4番に、コミュニティ・スクールを導入している学校の割合という項目を掲げており、最終案では数値を入れたい。

○ 小畠委員

小学校2年生以上で35人学級という記事が新聞に出ているが、我々がスクールミーティングに行く小学校は、1学級35人より少なかったと思う。小学校2年生以上で35人学級が導入された場合、京都では何か特別に処置しなければならない学校はあるのか。

○ 橋本教育長

京都府は独自に京都式少人数教育という取組をしており、30人程度学級を目指しているので、実質30数人学級ぐらいのベースがある。例外的に宇治市あたりで35人を超えている学校がいくつかあるが、全体としては多くはないという状況である。

○ 大路管理部長

35人以下学級の割合は98.5%、30人以下学級の割合は74.8%となっている。

○ 藤本委員

世界的にこれから子どもたちが社会を生きていく上で、SDGsなど環境問題はすごく大きな問題だと思うが、記載されているのか。

また、OECDで打ち出された、エージェンシーという主体的に学び、主体的に自分で考えて行動する人間を育てていこうというのが世界の共通価値観だと思うので、そういったことや、仲間と一緒に主体的にやっていくようなことなどは、何か記載されているのか。

○ 石澤総務企画課長

冊子38ページから、社会教育の部分が記載されている。例えば、41ページの21番に、SDGsに掲げた開発目標について、子供たちが自らのこととして課題をしっかりと理解をし、地域や民間企業と連携しながら、主体的に解決を目指す実践的な活動を進めると記載している。また、ここに掲げているのは、あくまで施策の方向性であるので、具体的な中身については、毎年の予算編成の中で事業として打ち出していくものと考えている。

○ 安岡委員

振興プランは10年間となっているが、中間見直しのタイミングは決まっているのか。

○ 石澤総務企画課長

いろんな社会情勢の変化などを踏まえ、中間見直しが必要であると考えているので、大きな変化があれば、そのタイミングで見直しを行うことを考えている。

○ 橋本教育長

前回はちょうど5年で見直しを行った。その時は社会を取り巻く環境として、いじめ問題や子供の貧困対策の問題がクローズアップされたこともあり、ちょうど5年という時期でもあったので、そういうタイミングをとらえて見直しを行った。

○ 鈴鹿委員

妊娠、出産だけでなく、ハラスメントを含めた性教育の関係については記載されているのか。日本は他国と比べても同意年齢は13歳と低いので、そういった教育は必要だと思う。

○ 石澤総務企画課長

性教育の関係は、冊子26ページ推進方策の3に、健やかな体の育成という区分で掲げている部分がある。

特に性教育の関係は、28ページ(13)の10番に、児童生徒の心と体のバランスに配慮し、心身の健康の保持増進のため、メンタルヘルスや性に関する問題など、多様化・複雑化する現代的な健康課題の解決や支援に向けた指導を進めるといった方策を掲げている。さらに具体的な内容については、予算の中で事業として打ち出しをしていきたいと考えている。

○ 小畠委員

以前、一人ひとりが志を持つような教育が大事だと言及したが、どこかに記載されているのか。

○ 橋本教育長

理念的なところとして、冊子3ページの一番下に、高い志を持ってという形で記載した。

○ 小畠委員

いじめが起きた後にどう対処するかという議論は結構あるが、いじめをしないような予防教育のようなことを小さい頃からやっていけば、いじめが少なくなる気がする。人の心の痛みがわかるような、人の心を傷つけたりしないようなことを教えていくような内容はどこかに入っているのか。

○ 石澤総務企画課長

18ページからの推進方策2で、豊かな人間性の育成と多様性の尊重といった区分を設けている。

施策としては20ページ(6)人権教育の推進や(7)豊かな心をはぐくむ道徳教育と読書活動と掲げている。いじめに関わらず、人の痛みがわかるといった部分も含めて進めていくということも含まれている。具体的な内容については、事業を展開する中でしっかりと反映をしたいと思う。

○ 小畠委員

確かに人権のことではあるが、人権以前の、人間としての生活態度や人間関係の作り方などの問題のような気がする。人権や道徳以前の問題で、もっとベーシックなものをしっかりと醸成するようにすると、いじめが少しでも減っていくのではないかという気がしている。

○ 橋本教育長

そのとおりだと思う。18ページの下から二つ目に、未然防止という言葉を今は改めて入れている。

委員の意見とはまた違うかもしれないが、ソーシャルスキルのようなものを高めていくことも大切であると考えている。

現在、パブリックコメント中なので、この場でなくても、何かあれば、追って意見をいただけるいろいろと反映できると思う。

(4) 議決事項

ア 第42号議案 府立学校教職員の分限処分について【非公開】

〔原案どおり可決〕

(5) その他

ア 公開しないこととする議決について

(京都府委員会会議規則第15条第1項第1号)

議決事項アについて、全出席委員異議なく、公開しないこととすることに

(6) 閉会

教育長が閉会を宣告